

法人課税

賃上げ促進税制の強化

交際費課税の特例措置の拡充

少額減価償却資産特例の延長

制度の概要

- ・賃上げや人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、前年度と比較し雇用者給与等支給額の増加額の一定割合を、法人税額から控除する制度である。
- ・企業が支払う賃金は賃上げ分を含めて全額が損金算入される中、これに加えて賃上げ分の最大45%(中小企業)を法人税額から控除することができる。

改正の趣旨

- ・物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に広げ、効果を深めるため、賃上げ促進税制を強化する。

改正の概要

中小企業向け

- ・教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の要件を緩和する。
- ・子育てとの両立支援、女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置を創設する。
- ・5年間の税額控除の繰越措置を創設する。

大企業向け

- ・企業区分の見直しにより、中堅企業向けの新たな枠を創設する。
- ・マルチステークホルダー方針の公表が必要となる企業範囲を広げる。
- ・現在の賃上げ率の要件を維持しつつ税額控除率を見直し、より高い賃上げを行いやすい環境を整備する。

改正の内容

中小企業向け

控除対象雇業者給与等支給増加額*2 × ○% (控除上限額: 法人税額等 × 20%)

現行
中小企業

資本金 :1億円以下
従業員数 :

上乗せなし		上乗せ措置				最大控除率
全雇業者 給与等支給額*1 (前年度比)	税額控除率	教育訓練費*3 (前年度比)	税額控除率	両立支援 女性活躍	税額控除率	
+1.5%	15%	+10%	10% 上乗せ	-	-	40%
+2.5%	30%					

改正
中小企業

資本金 :1億円以下
従業員数 :

上乗せなし		上乗せ措置				最大控除率
全雇業者 給与等支給額*1 (前年度比)	税額控除率	教育訓練費*3 (前年度比)	税額控除率	両立支援 女性活躍	税額控除率	
+1.5%	15%	+5%	10% 上乗せ	くるみん以上 or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ	45%
+2.5%	30%					

出典: 経済産業省 「経済産業関係 令和6年度税制改正について」より一部加工

適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇業者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能

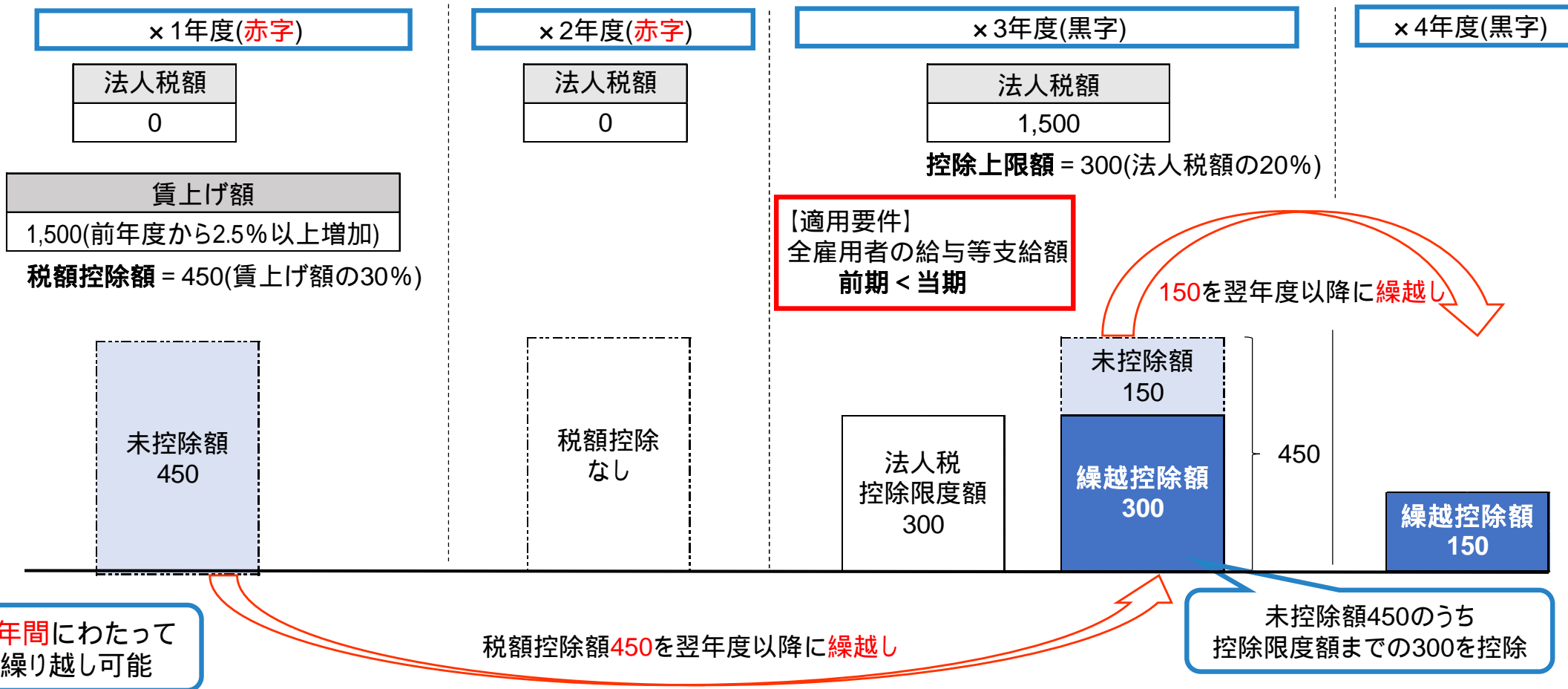
- *1 「全雇業者給与等支給額」とは、全ての国内雇業者に対する給与等の支給額の合計額をいう。継続雇業者に限定されない。
- *2 「控除対象雇業者給与等支給増加額」とは、適用事業年度の雇業者給与等支給額から前事業年度の雇業者給与等支給額を控除した金額をいう。
- *3 「教育訓練費」とは、国内雇業者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいう。

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間繰越が可能

改正の内容

中小企業向け

- ・新たに繰越控除制度を創設し、これまで本税制を活用できなかった赤字企業に対しても賃上げの後押しをする。
- ・賃上げ促進税制の税額控除の額について、当期の税額から控除できなかった分を5年間にわたって繰り越すことを可能とする。
- ・繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能となる。



参考

・くるみん認定制度とは、「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」「トライくるみん認定企業」として認定する。くるみん認定とは厚生労働省が認定する「子育てサポート企業」の証である。

・えるぼし認定制度とは、「女性活躍推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち、女性の活躍促進のため取り組みの実施状況が優良な企業を厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」や「プラチナえるぼし認定企業」として認定する。

【くるみん認定 - 子育てサポート - 】

*1 令和5年 4月末現在の認定件数

認定等の区分		件数(福岡県) *1
子育てサポート	プラチナくるみん	10社
	くるみん	67社
	トライくるみん	—

出典：厚生労働省「3つの認定制度のご案内」
厚生労働省福岡労働局「福岡県内のくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業一覧」より一部加工

【えるぼし認定 - 女性活躍推進 - 】

*2 令和5年 7月末現在の認定件数

認定等の区分		件数(福岡県) *2
女性活躍推進	プラチナえるぼし	0社
	えるぼし3段階	45社
	えるぼし2段階	15社
	えるぼし1段階	0社

出典：厚生労働省「3つの認定制度のご案内」
厚生労働省福岡労働局「福岡県内のえるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業一覧」より一部加工

くるみん認定制度のメリット

- ・自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- ・日本政策金融公庫から低利融資が受けられる。
- ・くるみん助成金(300人以下の企業)が受けられる。



出典：厚生労働省「くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークについて」

えるぼし認定制度のメリット




- ・自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- ・日本政策金融公庫から低利融資が受けられる



出典：厚生労働省「えるぼし認定、プラチナえるぼし認定の概要」

参考





プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定

<p>プラチナくるみん認定</p> 	<p>・くるみん認定又はトライくるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、優良な「子育てサポート」企業として厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)の特例認定(プラチナくるみん認定)を受けることができる。</p>
<p>くるみん認定</p> 	<p>・行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)の認定(くるみん認定)を受けることができる。 ・認定を受けるためには、10項目の認定基準を全て満たす必要がある。</p>
<p>トライくるみん認定</p> 	<p>・認定を受けるためには、10項目の認定基準を全て満たす必要がある。 ・トライくるみん認定を受けていれば、くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できる。</p>

出典:厚生労働省「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定を目指しましょう!!! (令和4年6月)」一部加工

参考

プラチナえるぼし認定、えるぼし認定

<p>プラチナ えるぼし</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ● 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※) ● プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること(※) ● 女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※) <p>※実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要</p>
<p>えるぼし (3段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
<p>えるぼし (2段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
<p>えるぼし (1段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

出典：厚生労働省「えるぼし認定、プラチナえるぼし認定の概要」

改正の内容

大企業向け

・ 企業区分の見直し

・新たに、中堅企業の区分を設定する。中堅企業とは、従来の大企業のうち青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下であるものをいう*1。

現行			改正		
資本金	従業員数	区分	資本金	従業員数	改正
1億円超	2,000人超	大企業	1億円超	2,000人超	大企業
	2,000人以下			中堅企業	
1億円以下	—	中小企業	1億円以下	—	中小企業

*1その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の常時使用する従業員数の合計数が1万人を超えるものを除く

・ 「マルチステークホルダー方針」の公表要件の見直し

・マルチステークホルダー方針*2の公表が要件となる企業の範囲を、拡大する。

現行			改正		
資本金の額	従業員数	対象	資本金の額	従業員数	対象
10億円以上	1,000人以上	○	10億円以上	1,000人以上	○
	1,000人未満	×		1,000人未満	×
10億円未満	2,000人超	×	10億円未満	2,000人超	○
	2,000人以下	×		2,000人以下	×

*2マルチステークホルダー方針とは、法人が事業を行う上での、従業員や取引先等の様々なステークホルダーとの関係の構築の方針として、賃金引上げ、教育訓練等の実施、取引先との適切な関係の構築等の方針を記載したものをいう。

改正の内容

大企業向け

控除対象雇用者給与等支給増加額*2 × 〇% (控除上限額: 法人税額等 × 20%)

上乗せなし		上乗せ措置				最大控除率
継続雇用者 給与等支給額(前年度比) *1	税額控除率	教育訓練費 (前年度比) *3	税額控除率	両立支援 女性活躍	税額控除率	
+3%	15%	+20%	5% 上乗せ	—	—	30%
+4%	25%					

上乗せなし		上乗せ措置				最大控除率
継続雇用者 給与等支給額(前年度比) *1	税額控除率	教育訓練費 (前年度比) *3	税額控除率	両立支援 女性活躍	税額控除率	
+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5% 上乗せ	35%
+4%	15%					
+5%	20%					
+7%	25%					

継続雇用者 給与等支給額(前年度比) *1	税額控除率	教育訓練費 (前年度比) *3	税額控除率	両立支援 女性活躍	税額控除率	最大控除率
+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ	35%
+4%	25%					

出典: 経済産業省 「経済産業関係 令和6年度税制改正について」より一部加工

適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の 0.05 % 以上である場合に限り、適用可能

*1 「継続雇用者給与等支給額」とは、継続雇用者(前事業年度及び適用事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者)に対する給与等の支給額の合計額をいう。

*2 「控除対象雇用者給与等支給増加額」とは、適用事業年度雇用者給与等支給額から前事業年度の雇用者給与等支給額を控除した金額をいう。また「雇用者給与等支給額」とは、全ての国内雇用者に対する給与等の支給額の合計額をいう。継続雇用者に限定されない。

*3 「教育訓練費」とは、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいう。

適用時期

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について適用される。

実務上のポイント

中小企業向け

・賃上げを実施した年度に控除できなかった金額を5年間にわたって繰越することが可能である。繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している必要があるため注意する。

共通

・国内雇用者にはパート、アルバイト、日雇い労働者も含むが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主の特殊関係者は含まれない。

・教育訓練費の上乗せ措置の要件に、教育訓練費の額が全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上であることが追加された。

大企業向け

・従来の大企業のうち青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下であるものを新たに中堅企業と区分した。中堅企業の範囲から、その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の常時使用する従業員の数の合計数が1万人を超えるものが除かれるため、従業員数に留意する。

・インボイス制度の実施に伴い、マルチステークホルダー方針の取引先に消費税の免税事業者が含まれることが明確化された。

法人課税

賃上げ促進税制の強化

交際費課税の特例措置の拡充

少額減価償却資産特例の延長

改正の趣旨

・地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化や、「安いニッポン」の指摘に象徴される飲食料費に係るデフレマインドを払拭する観点から、交際費課税の見直しを行うこととする。

改正の内容

- ・交際費等の損金不算入制度について、交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり5,000円以下から**10,000円**^{*1}以下に引き上げる。
- ・接待飲食費に係る損金算入の特例及び 中小法人^{*2}に係る損金算入の特例について、その適用期限を**3年間**(令和6年4月1日から令和9年3月31日までに開始する事業年度について)延長する。

・交際費等の範囲から除外される飲食費等に係る金額基準の引き上げ

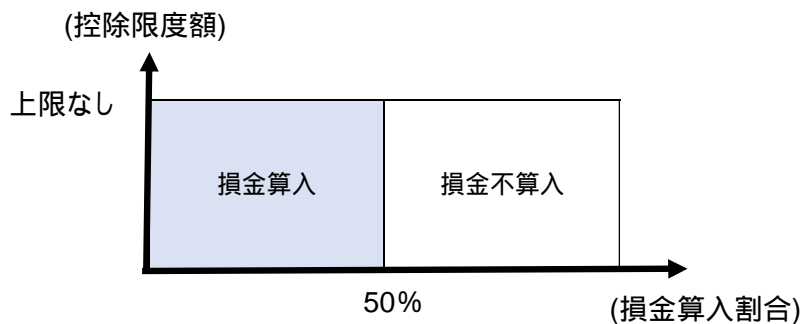
現行		➡	改正	
交際費等の範囲から除外される一人当たりの飲食費等	5,000円 ^{*1}		交際費等の範囲から除外される一人当たりの飲食費等	10,000円 ^{*1}

^{*1} 法人の適用している消費税等の経理処理(税抜経理方式または税込経理方式)により算定した価額により行う。また、税抜経理方式の場合において、インボイスの非登録事業者へ支払った場合における金額の算定については注意が必要となる。

・適用期限の延長

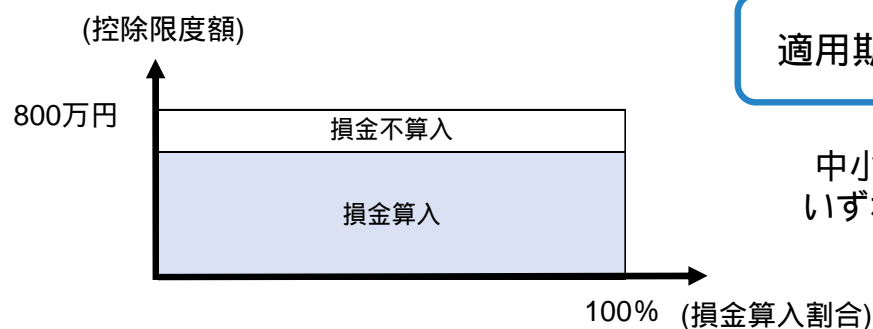
接待飲食費に係る損金算入の特例

内容: 飲食費^{*3}の50%を損金算入できる。
対象: 中小法人・大企業(資本金の額等が100億円以下)



中小法人^{*2}に係る損金算入の特例

内容: 交際費等を800万円までは全額損金算入できる。
対象: 中小法人のみ



適用期限を**3年延長**

中小法人は、のいずれかを選択する。

^{*2} 資本金の額等が1億円以下であるもの(資本金の額等が5億円以上の法人の完全子法人等を除く)等をいう。

^{*3} 社内接待費(専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する費用)は含まれない。

適用時期

飲食費等に係る金額基準の引き上げは、令和6年4月1日以後に支出するものについて適用する。

実務上のポイント

- ・一人当たりの飲食費等は、法人の適用している消費税等の経理処理(税抜経理方式または税込経理方式)により算定した価額により行う。また、税抜経理方式の場合において、インボイスの非登録事業者へ支払った場合における金額の算定については注意が必要となる。
- ・飲食費等に係る金額基準の引き上げに伴い、会計システム(補助科目の設定等)や経費精算ルール、社内規程等の見直しが必要である。
- ・特に3月決算法人以外の法人については、令和6年4月1日の属する事業年度中において、一人当たりの飲食費等が5,000円以下の基準と10,000円以下の基準が混在することがあるため留意する。

法人課税

賃上げ促進税制の強化

交際費課税の特例措置の拡充

少額減価償却資産特例の延長

制度の趣旨

・本制度により、償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、事務処理能力・事業効率の向上に資する少額資産の取得の促進を図る。

改正の内容

・経理事務の負担軽減等のため、中小企業者等*1が取得する30万円未満の少額設備投資について、年間300万円まで即時償却を可能とする特例措置を2年間(令和6年4月1日から令和8年3月31日までに開始する事業年度について)延長する。

・e Taxにより法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人(電子申告が義務化された法人)で、常時使用する従業員数が300人を超えるものを除外する。

適用期限を2年延長

適用対象	取得価額	償却方法
中小企業者等*1のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却 (残存価額なし)
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)

← 合計300万円まで

本則

出典:厚生労働省「令和6年度 税制改正の概要(厚生労働省関係)」より一部加工

*1 中小企業者等とは

青色申告法人

資本金が1億円以下の法人で大規模法人に支配されていない一定の法人(中小企業者)

・常時使用する従業員数が500人を超える法人
・電子申告が義務化された法人で、常時使用する従業員数が300人を超える法人 を除外する。

適用時期

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度について適用される。

実務上のポイント

- ・適用期限の延長は、個人事業主についても同様である。
- ・取得価額は、法人が適用している消費税等の経理処理方式(税抜経理方式または税込経理方式)に応じて算定した価額により判定することになる。また、税抜経理方式の場合において、インボイスの非登録事業者へ支払った場合における金額の算定については注意が必要となる。
- ・貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産は対象外となる。